

令和8年 第4回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和8年4月30日(木) 午後3時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(16人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
			14 番	桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
			17 番	池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎

4. 欠席委員(3人)

3 番	月野 貴大	8 番	永山 明美	11 番	下之門 信洋
-----	-------	-----	-------	------	--------

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 20 号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第 6 議案第 21 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 22 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 23 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 24 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 25 号 非農地証明願について
- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊

庶務係長 新原 小百合 赤崎 隆明

農地係長 神村 洋一 松清 大作 中村 智治 神村 綾

7. 会議の概要

開 会 午後3時00分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、栢川委員になりますのでよろしく願いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員、永山委員、下之門委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は16名で、会議の定足数に達しております。

これより令和8年第4回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添1の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思っております。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、17 池田委員、18 番梶山委員を指名し、会議書記に庶務係長を指名いたします。

議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日4月30日の1日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 資料2の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明致します3からでございます。

農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が52件ございませ

た。

貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの4件、借人主導によるもの48件です。

地目の内訳は、田11筆8,641㎡、畑69筆118,655㎡の合計80筆 127,296㎡で、颯娃地域16件、知覧地域23件、川辺地域13件です。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議 長
事 務 局

続きまして、資料7の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

説明致します。資料は7からになります。

今回は、新規認定3件、再認定4件です。新規認定の内訳としましては、颯娃地域1件、知覧地域2件で、営農類型としましては、畜産専業1件、茶専業1件、茶・露地野菜・甘藷の複合経営1件であります。

再認定の内訳としましては、颯娃地域1件、知覧地域2件、川辺地域1件で、営農類型としましては、花き・花木専業1件、果樹類専業1件、茶・露地野菜の複合経営が1件、たばこ・露地野菜・甘藷の複合経営が1件であります。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議 長

次に、資料12の日程第5 議案第20号「農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について」を議題とします。

〇番委員

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

報告いたします。

13の審議番号1番です。関連資料は別冊1からになります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で、〇〇自治会近くに位置します。

申請人は、市外に居住する個人です。

平成〇年頃に〇〇を建設し利用していたため、追認で〇〇へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側・東側・南側は畑に、西側は農道に接しています。

現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。

日照・通風等については、〇〇の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
○番委員

次に、審議番号 2 番を〇〇委員お願いします。

報告いたします。

13 号の審議番号 2 番です。関連資料は別冊 6 号からになります。

申請人は、東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の雑種地〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、県外で〇〇等を営む法人です。

申請地に〇〇を設置するため、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は畑に、東側は山林に、南側は雑種地に、西側は市道に接しています。

現状のまま利用するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。

日照・通風等については、〇〇は十分間隔を取り、高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
○番委員

次に、審議番号 3 番を〇〇委員お願いします。

報告いたします。

13 号の審議番号 3 番です。関連資料は別冊 13 号からになります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の田 ほか 1 筆 計〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営む法人であり、申請地を〇〇として貸し出すものです。

近隣の〇〇との土地使用貸借契約に係る確約書が提出されており、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は市道に、東側・南側は田に、西側は農道に接しています。

最高 0.4m 程度の盛土を行いますが、南側の田との境界にはよう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。

日照・通風等については、〇〇などでの使用のため、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
○番委員

次に、審議番号 4 番を〇〇委員お願いします。

報告いたします。

14 号の審議番号 4 番です。関連資料は別冊 20 号からになります。

申請人は、始良市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の田 ほか 1 筆 計〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、県内で〇〇を営む法人の代表個人です。

申請地南側の土地と一体的に、〇〇を建設するための敷地とするため、農用

地区域から除外するものです。

西側の申請地 ○○○○番の北側・西側は農道に、東側・南側は田に接しています。

東側の申請地 ○○○○番の北側は農道に、東側は市道及び水路に、南側は水路に、西側は田に接しています。

最高 1.54m程度の盛土及び最高 0.81m程度の切土を行いますが、よう壁を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は地下貯水池へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。

日照・通風等については、○○の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号1番については、用途区分の変更となっています。

○○に必要な施設の用に供される○○用地に該当する施設です。

○○につきましては、平成○年頃、農地法の許可を得ず、建設し使用していたため、追認での変更申出となっていますが、やむを得ない変更であると判断されます。

なお、農地転用として、農地法第4条申請と同時申請となっています。

審議番号2番については、農用地区域からの除外となっています。

農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないことから、除外の要件を満たしていると判断されます。

なお、申請地は雑種地であることから、今回は農振除外のみで、農地転用は不要となっているところです。

審議番号3番については、農用地区域からの除外となっています。

農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないことから、除外の要件を満たしていると判断されます。

なお、農地転用として、農地法第5条申請と同時申請となっています。

審議番号4番については、農用地区域からの除外となっています。

農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないことから、除外の要件を満たしていると判断されます。

なお、農地転用として、農地法第5条申請は、後日申請予定ということです。

また、先月総会でも説明いたしましたとおり、令和8年度は農振区域の見直しの年であり、除外等の申し出は1年間停止されますが、今月の案件は令和7年度3月に受け付けた最終分になるところです。

以上で補足説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第20号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」は、

申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長

次に、資料 15 頁の日程第 6 議案第 21 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案資料 16 頁～20 頁、別冊資料 25 頁～28 頁の 3 条所有権移転 16 件でございます。

譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 4 筆 1,174 m²、畑 56 筆 90,251 m²、その他 1 筆 289 m²、合計 61 筆 91,714 m²です。理由につきましては、規模拡大 9 件、自給的農業 3 件、相手方の要望 3 件、経営継承 1 件です。

10a 当たりの取引価格につきましては、〇〇千円から〇〇千円程度です。

10a 当たりの取引価格の平均につきましては、〇〇千円でございます。

地域別では、颯娃地域 8 件、知覧地域 3 件、川辺地域 5 件です。

農地法 3 条申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 21 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、資料 22 頁の日程第 7 議案第 22 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。〇〇委員をお願いします。

〇番委員

報告いたします。

23 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 29 頁からになります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇 m²で、〇〇自治会近くに位置

します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長
○番委員

次に、審議番号2番を○○委員お願いします。

報告いたします。

23 ㊦の審議番号2番です。関連資料は34 ㊦からになります。

申請人は、颯娃町○○の○○○○さんです。

申請地は、颯娃町○○字○○○○番の畑○○㎡で、○○自治会に位置します。

申請人は市内で○○を営む法人の代表個人です。

申請地に令和○年頃に○○を建設し利用しているため、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側・南側・東側・西側は全て宅地に接しています。

現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。

日照・通風等については、○○の高さを加減しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事務局

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分は、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、○○につきましては、平成○年頃、農地法の許可を得ず、建築、使用していたため、追認での申請となっていますが、やむを得ない申請であると判断されます。

審議番号2番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、○○の一部につきましては、令和○年頃、農地法の許可を得ず、建築、使用していたため、追認での申請となっていますが、やむを得ない申請であると判断されます。

また、審議番号1番については、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となり、用途区分変更後の許可となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について

て審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 22 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」は、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第 22 号の審議番号 1 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長

次に、資料 24 頁の日程第 8 議案第 23 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

○番委員

まず、現地調査員から報告をお願いします。○○委員をお願いします。

報告いたします。

25 頁の審議番号 1 番です。関連資料は別冊 40 頁からになります。

譲受人は、知覧町○○の法人○○です。

譲渡人は、知覧町○○の○○○○ さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○番の畑○○㎡で、○○自治会に位置します。

申請人は、市内で○○を運営する法人です。地域の受け皿として、○○建築するにあたり、既存の○○の隣接地である申請地を取得し、施設整備しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は雑種地に、南側は里道に、西側は市道に接しています。

最高 0.19m 程度の盛土および最高 0.44m 程度の切土を行いますが、境界によう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ道路側溝へ放流します。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流します。

日照・通風等については、○○の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして、26 頁の審議番号 2 番です。関連資料は別冊 45 頁からになります。

借り人は、川辺町○○の○○○○さん ほかです。

貸し人は、川辺町○○の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○番の田○○㎡で、○○自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する夫婦で、現在、借家住まいで手狭になったため、親所有の農地を借り受けて、一般住宅を整備しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は市道に、南側・西側は畑に接しています。

現状のまま利用し、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ道路側溝へ放流します。

汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、〇〇の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして、26 頁の審議番号 3 番です。関連資料は別冊 50 頁からになります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇です。

譲渡人は、福岡県福岡市の〇〇〇〇さん 他です。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の田 ほか1筆 計〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長
〇番委員

次に、審議番号 4 番を〇〇委員お願いします。

報告いたします。

27 頁の審議番号 4 番です。関連資料は別冊 56 頁からになります。

借り人は、福岡県福岡市の〇〇〇〇です。

貸し人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん ほかです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の畑 ほか4筆 計〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、県内外で〇〇を営む法人です。

〇年〇月に川辺町内で貸借期間満了により〇〇した〇〇に代わる〇〇のため、申請地を借り受け、〇〇を建設しようとするものです。

申請地の南側隣接地である〇〇〇〇番(雑種地〇〇㎡)、〇〇〇〇番(雑種地〇〇㎡)と一体利用により整備を行います。

申請地の北側・東側は水路および畑に、南側は畑および雑種地に、西側は水路に接しています。

最高 0.56m 程度の盛土および最高 0.81m 程度の切土を行いますが、境界によう壁および防護柵を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は貯水槽へ流します。

汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。

日照・通風等については、〇〇の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m以内に2つ以上の〇〇

施設、〇〇機関、その他公共施設（〇〇、〇〇、〇〇）又は公益的施設）が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号2番の農地区分は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

なお、本申請地は、今回の貸人が令和〇年に農地法第3条申請・許可があり、農地として取得した経緯がございました。

つきましては、資料49番をご覧ください。3条許可から転用申請に至った経過を理由書にて、説明いただいております。要約しますと、今回の貸人が3条取得後、今回の借人は、貸人の〇〇になるのですが、〇〇用地を探す中で、適地が見つからず、結果として、申請地を転用申請するに至った旨を記しております。農地法においては、農地法第3条により取得した農地は耕作することが要件となっているものの、対応としては理由書添付を求めたうえで判断する旨が事務処理要領に示されているところです。

よって、理由書により、今回の申請はやむを得ないと判断したところでございます。

続きまして、審議番号3番の農地区分は、現在は、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地ですが、農振除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号4番の農地区分は、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であることから第3種農地に区分されます。

また、審議番号1番については、市との土地利用協議完了後の許可となります。

審議番号2番については、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

審議番号3番については、農振除外後は第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となり、農振除外後の許可となります。

審議番号4番については、県の開発許可後の許可となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第23号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 23 号については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料 28 頁の日程第 9 議案第 24 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

事 務 局 説明します。
議案は 29 ページからになります。
今回の契約開始は R8. 7. 1 開始分となっています。
利用権を設定する者は、埼玉県〇〇の〇〇〇〇さん設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん外です。
設定面積は、田 56 筆 47,653 m²、畑 368 筆 619,574 m²の合計 424 筆 667,227 m²で、潁娃地域 253 筆、知覧地域 82 筆、川辺地域 89 筆となっております。
今回の7月1日開始分 424 筆のうち、内訳として、新規分が 181 筆、前回基盤法が 233 筆、前回農地バンクが 10 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 45 ページに表示してあります。
次に、所有権移転の契約について説明いたします。議案は 46 ページからになります。今回、農地中間管理事業の農地売買等事業により、所有権移転を行う旨の申請がありました。
農地バンクが農地の買入れや売り渡しを行う場合の農地利用集積等促進計画案の作成にあたって、総会において意見聴取を行うこととなっております。
所有者は神奈川県〇〇の〇〇〇〇さん、担い手は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
設定面積の合計は 11,677 m²で潁娃地域 10 筆となっております。
以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が〇〇番から〇〇番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので採決いたします。
議案第 24 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 24 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない

案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 24 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

〇〇委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 24 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長 〇〇委員に報告いたします。

議案第 24 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 48 頁の日程第 10 議案第 25 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

49 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 63 頁からになります。

申請人は、大阪府〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請地は、願人の祖父が昭和〇年ごろまで畑として耕作していましたが、その後、祖父が亡くなってからは耕作なくなり、現在は管理ができずに雑木が繁茂している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に審議番号 2 番 3 番を〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

49 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 66 頁からになります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の田〇〇㎡で、〇〇自治会に位置しま

す。

申請地は願人の父が山林として購入し管理していましたが、昭和〇年に父より贈与され所有権移転した時点で杉が大きくなっており、現在は山林となっている状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

続きまして、49 頁の審議番号 3 番です。関連資料は 69 頁からになります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番ほか 3 筆の畑 計〇〇㎡で、〇〇自治会近くに位置します。

①～③の登記名義人は願人の父のままですが、登記簿謄本と相関図により親子であることを確認しました。

申請地は願人の父母が甘藷や茶を耕作していましたが、高齢になり病気になったことで耕作できなくなり、杉を植え、現在は山林となっている状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事務局 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 25 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 25 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 11「その他」でございませぬが、委員の方々から何かございませぬか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようございませぬが、事務局は何かありませぬか。

事務局長 今後の日程について連絡

議 長 その他にありませぬか。

委員 「なし」の声あり
議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は
終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和8年第4回南九州市農業委員会
総会を閉会いたします。御起立願います。
事務局長 「一同礼」

閉 会 午後4時08分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 17番 _____

会議録署名委員 18番 _____